表 1 給与所得計算表

給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得の金額	
~ 550,999円	0円	
551,000円 ~ 1,618,999円	A-550,000円	
1,619,000円 ~ 1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円 ~ 1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円 ~ 1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円 ~ 1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円 ~ 1,799,999円	$A \div 4 = B$ $B \times 2.4 + 100,000 \square$	
1,800,000円 ~ 3,599,999円	(千円未満の B×2.8- 80,000円	
3,600,000円 ~ 6,599,999円	端数切捨て) B×3.2-440,000円	
6,600,000円 ~ 8,499,999円	A×0.9-1,100,000円	
8,500,000円 ~	A - 1,950,000円	

表 2 公的年金所得計算表

	公的年金等に係る雑所得金額 = A × B − C					
左 野(元八)	公的年金等の収入合計	割合	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得が 以下の場合の控除額(C)			
年齢区分	(A)	(B)	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
〔65歳未満〕	~1,299,999円	_	600,000	500,000	400,000	
昭和34年	1,300,000円~4,099,999円	75%	275,000	175,000	75,000	
,,,,,	4,100,000円~7,699,999円	85%	685,000	585,000	485,000	
1月2日	7,700,000円~9,999,999円	95%	1,455,000	1,355,000	1,255,000	
以後生まれ	10,000,000円~	_	1,955,000	1,855,000	1,755,000	
〔65歳以上〕	~3,299,999円	_	1,100,000	1,000,000	900,000	
昭和34年	3,300,000円~4,099,999円	75%	275,000	175,000	75,000	
,,,,,	4,100,000円~7,699,999円	85%	685,000	585,000	485,000	
1月1日	7,700,000円~9,999,999円	95%	1,455,000	1,355,000	1,255,000	
以前生まれ	10,000,000円~	_	1,955,000	1,855,000	1,755,000	

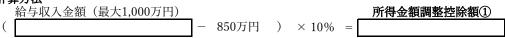
表3 所得金額調整控除額計算表

所得金額調整控除は、令和3年度より創設された、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するというものです。令和3年度より適用になる税制改正では、給与所得控除額や公的年金等に係る雑所得金額の控除額が一律で10万円引き下げられました。控除額が引き下げられた納税者の負担増を緩和するため、次の①もしくは②に該当する方については、所得金額調整控除が設けられました。

①給与収入が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

計算方法



②給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合

計算方法

	給与所得控除後の給与等の金額 (最大10万円)	公的年金等に係る雑所得の金額 (最大10万円)	所得金額調整控除額②	
() -10万円=	-

※所得金額調整控除額①がある場合は、 給与所得控除後の給与等の金額から

所得金額調整控除額①を引いた後の金額

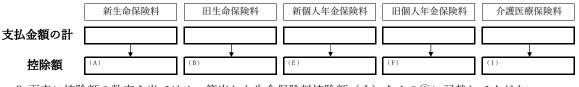
表 4 生命保険料控除計算表

新契約(新生命保険、新個人年金、介護医療保険)				
支払った保険料 控除額				
12,000円以下	全 額			
12,001円~32,000円	保険料×1/2+6,000円			
32,001円~56,000円	保険料×1/4+14,000円			
56.001円以上	28.000円			

旧契約(旧生命保険、旧個人年金)			
支払った保険料	控除額		
15,000円以下	全 額		
15,001円~40,000円	保険料×1/2+7,500円		
40,001円~70,000円	保険料×1/4+17,500円		
70,001円以上	35,000円		

計算方法

1 まずは各区分の生命保険料をいくら支払ったのかを合計し、表4に従って各保険料の控除額を算出します。



2 下表に控除額の数字を当てはめ、算出した生命保険料控除額(J)を4の③に記載してください。

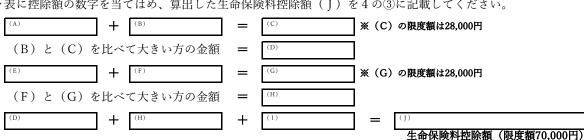
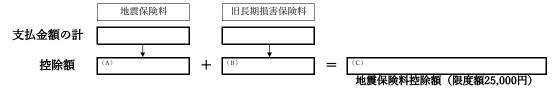


表 5 地震保険料控除計算表

地震保険料	旧長期損害保険料		
控 除 額	支払った保険料	控除額	
保険料×1/2	5,000円以下	全 額	
	5,001円~15,000円	保険料×1/2+2,500円	
(限度額25,000円)	15,001円以上	10,000円	

計算方法

地震保険料と旧長期損害保険料の控除額を支払金額から計算し、地震保険料の計(C)を4の④に記載してください。



配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除 表 6 控除額表

配偶者控除

本人合計所得配偶者の年齢	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超
一 般 (昨年12月末時点で70歳未満)	330,000円	220,000円	110,000円
老 人 (昨年12月末時点で70歳以上)	380,000円	260,000円	130,000円

※ 本人合計所得が1,000万円超の場合、配偶者控除は適用されません。その場合は3の ⑦~⑧の配偶者控除欄の「同一生計配偶者」にチェックを入れてください(控除額は0 円ですが、非課税限度額の判定の際の扶養人数に含められます)。

扶養控除

八及江 州			
区分		控除額	
一般(老人・特定・年少以外)		330,000円	
特 定 (昨年の12月末時点で19~22歳)		450,000円	
老 人 (昨年12月末時点	同居老親等(※)	450,000円	
で70歳以上)	その他	380,000円	
年 少(※) (昨年12月末時点で16歳未満)		0円	

※同居老親等とは、本人または配偶者の直系尊属(父母、祖父母など)で、本人または 配偶者と同居している方となります。

※年少扶養(前年の12月末時点で16歳未満)については控除額は0円ですが、非課税 限度額の判定の際の扶養人数に含められます。

配偶者特别控除

自LI内 在 1寸 / 门 1 工 小 工	900万円以下	900万円超	950万円超
配偶者合計所得	1位口以16	950万円以下	1,000万円以下
48万円超100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
100万円超105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円
105万円超110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円
110万円超115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円
115万円超120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
120万円超125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円
125万円超130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円
130万円超133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円
133万円超	0円	0円	0円
WALASIS # 1 000 T H # 2 H A 3	E7 /EE -by &-b F1 (L&-F/A) 1 '3		

※本人合計所得が1,000万円紹の場合、配偶者特別控除は適用されません。